

杉並区住民監査請求に基づく監査における証拠の提出及び陳述に
関する基準

平成27年4月28日
杉並区監査委員決定
杉並区監査告示第6号

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項の規定による請求人の証拠の提出及び陳述に関し必要な事項を定めるものとする。

(証拠の提出)

第2条 証拠の提出期限は、請求人の陳述の日（陳述の聴取が行われない場合は、監査委員が指定する日）とする。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 証拠は、請求の要旨に係る事実を証する書面に限るものとする。

(請求人の陳述)

第3条 陳述は、請求の要旨を補足する内容に限るものとする。

2 陳述は、請求人のほか、その代理人に行わせることができる。

3 前項の規定により代理人が陳述を行う場合は、陳述の日までにその代理を証する書類を監査委員に提出しなければならない。

4 監査委員は、請求人が複数である場合又は法人その他の団体である場合は、陳述を行う者の人数を制限することができる。

5 陳述を行う者は、監査委員の指示に従わなければならない。

6 陳述時間は、おおむね30分（請求人が複数である場合は、1時間を限度として監査委員が指定する時間）以内とする。

7 監査委員は、必要があると認めるときは、請求人又はその代理人（以下「請求人等」という。）に対し、監査委員が指定する期日までに陳述内容を記載した陳述書の提出を求めることができる。

(陳述の記録)

第4条 請求人等の陳述は、録音等により記録するものとする。

(陳述の立会い)

第5条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、必要があると認めるときは、請求人等の陳述を聴取するときは区長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員」という。）に、関係職員の陳述を聴取するときは請求人等に、監査委員が指定する人数の範囲内で、それぞれ陳述に立ち会う機会を与えることができる。

- (1) 立会いを認めることにより陳述の円滑な運営が困難であると認められるとき。
- (2) 請求人等から関係職員の立会いを希望しない旨の申出があったとき。
- (3) 請求人等の立会いにより区の行政運営上支障が生ずる等の事情があると認められるとき。

2 陳述に立ち会う請求人等又は関係職員（以下「立会人」という。）は、監査委員の指示に従わなければならない。

(陳述の中止)

第6条 監査委員は、陳述を行う者が監査委員の指示に従わない等、陳述の円滑な運営が困難であると認めるときは、陳述を中止することができる。

(陳述の傍聴)

第7条 監査委員は、監査委員が指定する期日までに請求人が非公開の申出を行った場合又は監査委員が陳述を公開することが適当でないと認めた場合を除き、次条から第11条までに定めるところにより、陳述の傍聴を認めることができる。

(傍聴人の定員等)

第8条 傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、おおむね10人とする。ただし、監査委員は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えたときは、先着順により決定するものとする。ただし、監査委員が先着順によることが適当でないと認めたときは、抽選により決定するものとする。

(陳述会場への入室制限)

第9条 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者、プラカード、ゼッケンその他の主張等を表示している物を携帯している者その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのあると認められる者は、陳述会場に入室することができない。

(傍聴人等の遵守事項)

第10条 傍聴人又は立会人(以下「傍聴人等」という。)は、監査委員の指示に従い、静粛を旨として、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、雑談その他の騒がしい行為又は飲食をしないこと。
- (3) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人等の退場)

第11条 監査委員は、傍聴人等が前条の規定に違反したとき又は陳述の状況から傍聴若しくは立会いを認めることが適当でないと認めたときは、傍聴人等に退場を命ずることができる。

(陳述を行う者等による撮影及び録音)

第12条 陳述を行う者及び傍聴人等による写真、ビデオ等の撮影及び録音は、監査委員の許可を受けなければ行うことができない。

(その他)

第13条 この基準に定めのない事項及びこの基準の定めにより難い事項については、監査委員の合議により別途決定することができる。

附 則

- 1 この基準は、平成27年4月28日から施行する。
- 2 平成20年4月22日付け「住民監査請求に係る請求人の陳述について」は、廃止する。

附 則 (令和2年3月30日監査告示第28号)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。